

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

鳥取県の緊急支援策

令和2年6月4日発行 第5版

鳥取県では、全庁をあげて新型コロナウイルス感染拡大の防止策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまが、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、お役立てください。

◎新型コロナウイルス感染症の感染が心配なとき

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「発熱・帰国者・接触者相談センター」へ御相談ください。

また、以下の症状に当てはまらない場合でも、発熱や呼吸器症状があり、かかりつけ医を受診される際は、**必ず、事前にかかりつけ医に電話連絡してから受診してください。**

- ✓ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の**強い症状**のいずれかがある場合
- ✓ **重症化しやすい方**（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ✓ 上記以外の方で発熱や咳など**比較的軽い風邪の症状が続く**場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

◎発熱・帰国者・接触者相談センター ※24時間対応

地 区	電 話 <24時間対応> ※土日祝日を含む	ファクシミリ <平日 8:30~17:15> ※土日祝日を除く
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (平日 8:30~17:15)	0857-20-3962
	時間外 0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

●鳥取県総合相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない場合や、お困りの場合はこちらへご連絡ください。	電話：0857-26-7799・7958 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） FAX：0857-26-8143 Email：kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp
家族まるごと相談窓口	家庭におけるあらゆる相談を、ワンストップで受け付けます。	電話：0857-26-7688 受付：8:30～17:15（土日祝も対応）
厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する各種お問合せを受け付けます。	電話：0120-565-653（フリーダイヤル） FAX：03-3595-2756

●国・県経済対策の相談・申請窓口(企業・事業者向け)【5/28開設】

●コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口

県内事業者の皆様による新型コロナウイルスに関する「持続化給付金」「雇用調整助成金」やそのほか国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士等がサポートします。

社会保険労務士、行政書士の面談による個別相談は、前日までに電話予約をお願いします。電話相談にも対応しますので、ワンストップセンターにお尋ねください。

連絡先	
◆受付：平日 8:30～17:15	
○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内） 電話：0857-26-7229（社会保険労務士の予約）／0857-26-7538（行政書士の予約）	
○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内）	電話：0858-23-3985
○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内）	電話：0859-31-9637

●企業・事業者向け相談窓口

●中小企業向けワンストップ相談窓口

新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会・県が共同でワンストップで対応します。

- ・新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う経営上の相談
- ・国、県の支援策の情報提供／・労働者からのご相談への対応等



連絡先	
◆平日の相談窓口	◆土日祝日の相談窓口
受付：9:00～17:00（土日祝を除く）	○鳥取県商工労働部内
○鳥取商工会議所 電話：0857-26-6666	電話：0120-833-877 受付：8:30～17:15（土日祝のみ）
○米子商工会議所 電話：0859-22-5131	○鳥取県信用保証協会 電話：0857-26-6632
○倉吉商工会議所 電話：0858-22-2191	受付：9:00～17:00（電話のみ）

●その他、各商工団体においてもさまざまな経営相談をお受けしています。

連絡先	
○境港商工会議所 電話：0859-44-1111	
○商工会産業支援センター 東部 電話：0857-30-3009 中部 電話：0858-36-2868／西部 電話：0859-37-0085	
○鳥取県中小企業団体中央会 電話：0857-26-6671	
○鳥取県よろず支援拠点 電話：0857-31-5556	
◆受付：9:00～17:00（土日祝を除く）	

●労働関係の相談窓口

相談内容	連絡先
<p>鳥取労働局では【1】～【3】、厚生労働省では【4】【5】のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談(企業が有給の特別休暇を導入してくれない等)</p> <p>【2】倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー (内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談</p> <p>【3】米子公共職業安定所 助成金担当部門 (内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談</p> <p>【4】コールセンター (内容) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金</p> <p>【5】コールセンター (内容) 個人向け緊急小口資金等特別貸付</p>	<p>○鳥取労働局(【1】)に関すること 電話：0857-22-7000 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○倉吉労働基準監督署(【2】) // 電話：0858-22-5640 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○米子公共職業安定所(10-7-7米子)(【3】) // 電話：0859-33-3911 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○厚生労働省(【4】) // 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)</p> <p>○厚生労働省(【5】) // 電話：0120-46-1999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)</p>

中小企業、飲食・宿泊業等への主な緊急支援

(「コロナに打ち克つ! 経済対策予算ワンストップ相談窓口」へお問い合わせ下さい。)

●危機突破企業緊急応援補助金「経営危機克服型」(企業支援課 電話：0857-26-7988)

新型コロナウイルスの影響を受けた県内中小企業の新たな取組を応援します。

【補助金上限】50万円(補助率3/4) 【補助対象者】県内中小企業者等
※新型コロナウイルスの感染拡大により売上が減少している事業者が対象

【対象経費】FS調査費、新商品開発費等

●頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業(食のみやこ推進課 電話：0857-26-7985)

新型コロナウイルスの影響を受けた県内飲食・宿泊・観光事業者等の新たな取組を応援します。

【補助金上限】10万円(補助率10/10) 【補助対象者】県内飲食、宿泊、観光事業者等
※交付は1事業者1回、複数店舗経営の場合はご相談ください。

【対象経費】資材作成費、広告費等

●企業内感染症防止対策補助金(商工政策課 電話：0857-26-7987)

感染予防、感染拡大防止等の取組を支援します。

【補助対象者】県内中小企業等

緊急対応型	<p>【補助金上限】20万円(補助率3/4)</p> <p>【対象経費】オフィス内等での簡易的かつ緊急的な感染防止策(仕切り板・マスク・消毒等)にかかる経費の一部</p>
体制整備型	<p>【補助金上限】200万円(補助率3/4)</p> <p>【対象経費】感染防止対策(衛生環境改善・ネット通販・宅配システム)機器導入にかかる経費の一部</p>

※体制整備型については1次募集を終了し、6月8日から2次募集を開始予定です。

●新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業(くらしの安心推進課 電話：0857-26-7989)

感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援します。

【補助金上限】20万円(補助率9/10)

※複数店舗を有する事業者の場合 店舗数にかかわらず40万円まで

【補助対象者】飲食店、宿泊施設、観光関係(旅行業、運輸業、お土産製造・販売など)、緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗

【対象経費】感染予防対策に必要な経費(衛生用品の購入、仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計の購入、キャッシュレス決済導入費用、換気設備の設置・点検等)

持続化給付金のお知らせ（令和2年6月4日時点）

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える持続化給付金が国（経済産業省）から支給されます。

給付額 法人200万円、個人事業主100万円

【相談窓口】 経済産業省 持続化給付金事業コールセンター

（電話）0120-115-570 [IP電話専用回線]03-6831-0613

（受付時間）8:30～19:00

※6月（毎日）、7月～12月（土曜日を除く）



【申請サポート会場】

電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行う「申請サポート会場」が設置されています。（事前予約が必要）

- 鳥取会場 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル2F
- 米子会場 米子市加茂町2-180 国際ファミリープラザ2F
- 境港市 境港市誠道町2062 境港市立誠道小学校跡
- 倉吉会場 【6月9日開設予定】倉吉市住吉町77-1 倉吉市文化活動センター1F

●特別定額給付金における市町村窓口

令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方に、1人につき10万円が給付される特別定額給付金については、県内市町村で、以下のとおり窓口が設置されています。

市町村名	連絡先	市町村名	連絡先
鳥取市	特別定額給付金班 電話：0857-30-8250	琴浦町	総務課 電話：0858-52-2111
米子市	特別定額給付金コールセンター 電話：070-7574-4250、4260	北栄町	総務課 電話：0858-37-5862
倉吉市	特別定額給付金支給実施本部 電話：0858-22-8192	日吉津村	総務課 電話：0859-27-5950
境港市	地域振興課特別定額給付金担当 電話：0859-21-0551	大山町	住民課特別定額給付金係 電話：0859-54-3300
岩美町	総務課 電話：0857-73-1411	南部町	町民生活課 電話：080-8984-4412、4413、4414
若桜町	町民福祉課 電話：0858-82-2233	伯耆町	特別定額給付金実施本部 電話：0859-68-5531
智頭町	税務住民課 電話：0858-75-4117	日南町	総務課財務室 電話：0859-82-1111
八頭町	総務課特別定額給付金係 電話：0858-76-0201	日野町	総務課 電話：0859-72-0331
三朝町	健康福祉課 電話：0858-43-3520	江府町	総務課 電話：0859-75-2211
湯梨浜町	特別定額給付金係 電話：0858-35-5388		



給付金のサギにご注意ください！
「怪しいな？」と思ったら遠慮なく相談を！

●とっとりささえあいマスクバンク

鳥取県では新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方、困窮家庭などに対し、県民の方から寄付されたマスクを届ける「とっとりささえあいマスクバンク」を開始します。マスクの寄付や配布の相談は県内5か所の窓口で受付します。
なお、感染を避けるため、当面は郵送等で送付します。

【マスクの寄付や配布の相談窓口】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| （東部地区）県庁福祉保健課 | 電話 0857-26-7138 |
| 東部地域振興事務所東部振興課 | 電話 0857-26-3505 |
| （中部地区）中部総合事務所地域振興局 | 電話 0858-23-3298 |
| （西部地区）西部総合事務所地域振興局 | 電話 0859-31-9637 |
| （日野地区）日野振興センター日野振興局 | 電話 0859-72-2085 |

【受付時間】 平日8:30～17:15 ※土日祝日は、県庁福祉保健課のみ受付



— 目 次 —

個人向けの支援

- 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関する事.....1
- 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関する事.....6
- 3. 雇用や就職に関する事.....10
- 4. 教育に関する事.....11

企業・事業者向けの支援

- 5. 経営に関する事.....14
 - (1)資金繰り.....14
 - (2)給付金.....15
 - (3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか.....15
 - (4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓.....16
 - (5)働き方改革、人材育成・採用.....19
 - (6)専門分野の相談ほか.....21
- 6. 農林水産業に関する事.....22

その他の支援

- 7. ボランティア活動に関する事.....25
- 8. 税、国民健康保険などに関する事.....25
- 9. 電気・ガス・水道・通信料金に関する事.....27

【参考資料】 各種施策のチラシ

- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」へ掲載しておりますので、ご活用ください。


鳥取県 新型コロナウイルス感染症






個人向けの支援


1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

項目	事業内容	連絡先
1-1 特別定額 給付金	<p>市町村が事業主体となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり 10 万円が給付されます。</p> 	<p>【総務省】 特別定額給付金コールセンター 電話：0120-260020 受付：9:00～20:00 (土日祝を含む) ※県内の各市町村窓口は、前述のとおりです。</p>
1-2 生活福祉 資金貸付 制度 ※チラシを 添付して います。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。</p> <p>併用すると、2人以上世帯の場合、3か月で最大80万円までの貸付が可能です。</p> <p>○休業された方の世帯向け（緊急小口資金） (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 (貸付額) 10万円以内（一定の場合は20万円以内）</p> <p>○失業された方等の世帯向け（総合支援資金） (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 (貸付額) 2人以上世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内</p>	<p>お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。緊急小口資金については、中国労働金庫の各支店及び取扱郵便局でも申し込みを受け付けています。</p> 
1-3 住居確保 給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給します。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（上限基準額あり）を超えないこと。</p> <p>※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。（書類が整わない場合の対応は各</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口にお問い合わせください。</p>



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
	<p>窓口でお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が一定の額を超えないこと</p> <p>○支給額 家賃相当額（上限あり）</p> <p>○支給期間 原則 3 か月（最長 9 か月まで延長される場合があります。)</p>	
1-4	<p>母子父子 寡婦福祉 資金貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間） （対象）ひとり親となって 7 年未満の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円、 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間） （対象）失業中の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p>	<p>お住まいの市町村福祉事務 所にお問い合わせください。 （三朝町は中部総合事務所 福祉保健局、大山町は西部総 合事務所福祉保健局）</p>
1-5	<p>母子父子 寡婦福祉 資金貸付 の償還猶 予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>（対象者）母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っているもの又は近々償還が開始されるもの</p>	<p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <p>○家庭支援課 電話：0857-26-7869</p> <p>○中部総合事務所福祉保健 局地域福祉支援課 電話：0858-23-3141</p> <p>○西部総合事務所福祉保健 局福祉支援課 電話：0859-31-9308</p>
1-6	<p>生活に困 られている方 の 相談</p> <p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人お一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当 課か自立相談支援事業の窓 口にお問い合わせくださ い。</p> <div style="text-align: right;">  </div>




項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-7	<p>県営住宅家賃等徴収猶予</p> <p>収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部地域（市町委託県営住宅を除く）</p> <p>鳥取県住宅供給公社本部 電話：0857-27-7334 FAX：0857-22-8331</p> <p>○中部地域（市町委託県営住宅を除く）</p> <p>鳥取県住宅供給公社中部事務所 電話：0858-26-8500 FAX：0858-26-8503</p> <p>○西部地域（市町委託県営住宅を除く）</p> <p>鳥取県住宅供給公社西部事務所 電話：0859-32-9211 FAX：0859-32-9204</p> <p>※市町委託県営住宅については、管理委託先である各市町担当課までお問い合わせください。</p>
1-8	<p>県営住宅の提供</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3632</p> <p>○中部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話：0858-23-3235</p> <p>○西部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話：0859-31-9751</p> <p>○鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課 管理担当 電話：0857-26-7411</p>




項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-9 消費生活 相談	<p>新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの消費者トラブルや多重債務（個人間借金除く）の相談をお受けします。</p> <p>なお「消費者ホットライン188」に電話いただくと、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】 局番なし 188（イヤヤ） （相談無料、通話料有料）</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆相談窓口（祝日を除く） くらしの安心局 消費生活センター</p> <p>○東部消費生活相談室 電話：0857-26-7605 受付：8:30～17:00(月～金)</p> <p>○中部消費生活相談室 電話：0858-22-3000 受付：9:00～17:30(火～土)</p> <p>○西部消費生活相談室 電話：0859-34-2648 受付：8:30～17:00(毎日)</p>
1-10 外国人相 談窓口	<p>外国人の方々の生活相談に対応しています。</p> <p>※外国出身の相談員もいます。（英語、中国語、ベトナム語が話せます）</p> <p>※外国出身の相談員による相談受付時間は日によって異なります。</p> <p>※詳しくは、お近くの（公財）国際交流財団事務所までお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆相談窓口 （公財）鳥取県国際交流財団</p> <p>○本所 電話：0857-51-1165 FAX：0857-51-1175 Email：tic@torisakyu.or.jp 受付：平日 9:00～18:00、 土日 9:00～17:30（祝日を除く）</p> <p>○倉吉事務所 電話：0858-23-5931 FAX：0858-23-5932 Email：tick@torisakyu.or.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○米子事務所 電話：0859-34-5931 FAX：0859-34-5955 Email：ticy@torisakyu.or.jp 受付：9:00～17:30（土祝を除く）</p>




項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-11	<p>在留資格変更許可申請等の受付期間の延長</p> <p>令和2年3月～6月に在留期間の満了日を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等について、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けています。</p> 	<p>【法務省】</p> <p>外国人在留総合インフォメーションセンター</p> <p>電話：0570-013904</p> <p>受付：平日 8:30～17:15</p>
1-12	<p>多言語コールセンター</p> <p>病気、災害等、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、多言語で対応するコールセンターを設置しています。</p> <p>新型コロナウイルスに関する相談、外国語で受診可能な医療機関の紹介等も実施しています。</p> <p>【対応言語】英語、中国語、韓国語</p>	<p>【日本政府観光局（JNTO）】</p> <p>Japan Visitor Hotline</p> <p>電話：050-3816-2787</p> <p>受付：毎日、24時間対応</p>

2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること



項目	事業内容	連絡先
2-1	心のケア	<p>新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じていらっしゃる方の相談に応じます。</p> <p>◆こころの相談窓口 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○鳥取県立精神保健福祉センター 電話：0857-21-3031 ○鳥取市保健所 電話：0857-22-5616 ○中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3147 ○西部総合事務所福祉保健局 電話：0859-31-9310</p>
2-2	<p>LINEによる相談 ※2020年5月12日～10月末まで</p>	<p>学校、仕事、人間関係に関する悩みに専門の相談員が応じます。相談受付用LINEアカウント「とっとりSNS相談」を友だち登録して利用してください。</p>  <p>相談時間になりましたら相談とメッセージを送信してお待ちください。 受付：17:00～21:00（月・火・木・金・土） ※土曜は第2、第4土曜日</p>
2-3	教育相談電話	<p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。</p> <p>心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p>  <p>○教育相談窓口 電話：0857-31-3956 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○教育相談会の予約 電話：0857-28-2322 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322 FAX：0857-31-3958 Email:ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp</p>

項目		事業内容	連絡先
2-4	人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け)	<p>新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大する中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。</p> 	<p>◆相談窓口</p> <p>○人権教育課 電話：0857-26-7535 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>◆24 時間受付窓口</p> <p>○いじめ 110 番 電話：0857-28-8718</p> <p>○24 時間子ども SOS ダイアル 電話：0120-0-78310</p> <p>○いじめ相談専用メール Email：ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p>
2-5	スクールカウンセラーによる心の健康相談等	<p>新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等によるストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談対応を行います。</p>	<p>在籍の学校にお問い合わせください。</p>
2-6	DV相談	<p>「暴力を振るわれている」「つらい」と感じたら、右記の相談窓口にご相談してください（DV 被害に関する緊急連絡は、24 時間受け付けています）。また、緊急の場合には、ためらわずに 110 番通報してください。</p>  <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p> 	<p>◆配偶者暴力相談支援センター 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○福祉相談センター（婦人相談所） 電話：0857-27-8630 FAX：0857-21-3025</p> <p>○中部総合事務所福祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当 電話：0858-23-3152・3147（緊急時） FAX：0858-23-4803</p> <p>○西部総合事務所福祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当 電話：0859-31-9304 FAX：0859-34-1392</p> <p>○夜間・休日の相談窓口 電話：0858-26-9807 夜間：17:15～8:30（土日祝を含む） 休日：8:30～17:15（土日祝のみ）</p> <p>○警察総合相談電話 電話：0857-27-9110（#9110）</p> <p>○警察本部性犯罪 110 番 電話：0857-22-7110 緊急電話：110 番</p>



項目	事業内容	連絡先
2-7	<p>児童虐待相談</p> <p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆児童相談所</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○福祉相談センター（中央児童相談所）</p> <p>電話：0857-23-6080</p> <p>FAX：0857-21-3025</p> <p>○倉吉児童相談所</p> <p>電話：0858-23-1141</p> <p>FAX：0858-23-6367</p> <p>○米子児童相談所</p> <p>電話：0859-33-1471</p> <p>FAX：0859-23-0621</p> <p>※児童虐待など緊急の場合は、24時間受け付けています。</p>
2-8	<p>思春期・妊産婦相談</p> <p>鳥取県では一般社団法人鳥取県助産師会に委託し、思春期や産前・産後の心身に関する相談窓口「とりともっと」で相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。</p> <p>※秘密は堅く守ります。</p> <p>妊娠～お産～授乳・母乳・卒乳の相談、子育てのアドバイス、身体や性の悩み、思春期の性の相談、更年期に関する相談 等</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>「とりともっと」</p> <p>（一般社団法人鳥取県助産師会）</p> <p>電話：090-7543-8206</p> <p>080-6300-8732</p> <p>Email：tori-josansi@hal.ne.jp</p> <p>受付：10:00～16:00（土日祝を除く）</p> <p>※電話はすぐに出られない場合があります。後ほどおかけ直してください。</p> <p>※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる場合があります。</p>
2-9	<p>予期しない妊娠に関する相談</p> <p>鳥取県では民間団体に委託し、予期しない（思いがけない）妊娠に関する相談窓口「とっとり妊娠SOS」で相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。</p> <p>※秘密は堅く守ります。</p> <p>避妊に失敗した、生理がこない、産みたいけれど育てられない、思いがけない妊娠、誰にも相談できない、レイプされてしまった 等</p>	<p>「とっとり妊娠SOS」</p> <p>電話：070-3986-1325</p> <p>Email：ホームページの専用フォームからご相談ください。</p> <p>受付：10:00～20:00（火・土）</p> <p>※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる場合があります。</p> <div style="text-align: right;">  </div>





項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-10	<p>性暴力被害相談</p> <p>性暴力に関する相談を受け付けています。 ●こんなときはご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。</p> <p>あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。 レイプ(強制性交)、強制わいせつに限らず、身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮等 ひとりであつらさをかかえていませんか。</p>	<p>性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり) 電話：0120-946-328 受付：10:00～16:00、18:00～20:00 (月・水・金) 10:00～16:00 (火・木)</p> 
2-11	<p>人権相談</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。</p> 	<p>受付：8:30～17:00 (土日祝を除く)</p> <p>○人権・同和対策課 電話：0857-26-7677</p> <p>○中部総合事務所地域振興局 電話：0858-23-3270</p> <p>○西部総合事務所地域振興局 電話：0859-31-9649</p> <p>Email：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※Emailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります。</p>
2-12	<p>男女共同参画相談</p> <p>男女共同参画センターよりん彩では、生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など、あなたの悩みをお聴きし一緒に考えます。相談は無料、秘密は堅く守ります。県内3か所に相談室があります。</p> 	<p>○センター相談室 (火～日) 電話：0858-23-3939 受付：9:00～17:00 (火～日)</p> <p>○東部相談室 (月～金) 電話：0857-26-7887 受付：9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>○西部相談室 (月～金) 電話：0859-33-3955 受付：9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>○オトコの相談 (土のみ) 電話：0858-23-3955 受付：13:30～17:30</p>
2-13	<p>外国人のための人権相談</p> <p>日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語</p>	<p>【法務省】 外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090-911 受付：平日 9:00～17:00</p>


3. 雇用や就職に関すること

項目	事業内容	連絡先
3-1 労働に関する相談	雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 	●相談窓口 中小企業労働相談所（県商工労働部） 受付：9:00～17:30（土日祝を除く） ○みなくる鳥取 電話：0120-451-783 ○みなくる倉吉 電話：0120-662-390 ○みなくる米子 電話：0120-662-396
3-2 学生の就職に関する相談	ふるさと鳥取県定住機構では、『新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口』を開設し、学生向けの就職相談を行っています。 	●相談窓口 ふるさと鳥取県定住機構 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） （東京支所は 9:45～18:30） ○鳥取本部 電話：0857-24-4740 ○米子支所 電話：090-4805-7693 ○東京支所 電話：080-2930-7051 ○大阪支所 電話：080-2881-6337
3-3 ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた求職者の方の速やかな求人・求職マッチングのため、県立ハローワークに「特別相談窓口」を設置しています。 求職者の方に理解のある企業の求人（ささえあい求人）紹介や条件調整等、求職者の方の就職を支援しています。 事業所の休業等により、臨時的な仕事を求める方、アルバイトを希望する大学生の方などご相談ください。	○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15 ○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15 ○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15 ○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 ※月～土曜日（祝日を除く）

4. 教育に関すること

項目	事業内容	連絡先
4-1 授業料の減免(県立高等学校)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。</p> <p>保護者等の所得が判定基準に該当する(※)場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。</p> <p>(※) 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満(年収910万円未満程度) 令和2年7月分以降は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満 	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.ttorii.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> 
4-2 高等学校等就学支援金	<p>県立高等学校に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> 	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.ttorii.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>
4-3 定時制通信制教科書給付	<p>県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において90日以上以上の勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.ttorii.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>

項目	事業内容	連絡先
4-4 就学助成制度	新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。	お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。
4-5 鳥取県育英奨学金(高校分)の緊急貸与	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与を行います。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-6 鳥取県育英奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大1年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-7 高校生等奨学給付金の対象枠の拡大・申請期間の延長	新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、低所得となった世帯を対象に奨学のための給付金を給付します。また、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合については、申込期間の延長など柔軟に対応します。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-8 授業料の減免(私立中学・高等学校等)	県内の私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立中学・高等学校等へお問い合わせください。
4-9 授業料等の減免(高等教育機関)	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。	各学校へお問い合わせください。 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-10 就学支援金(私立中学・高等学校等)	<p>私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>	<p>在籍の私立中学校・高等学校等又は総合教育推進課</p> <p>総合教育推進課 電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 Email： sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
4-11 修学資金貸付	<p>現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。</p>	<p>子育て王国課 電話：0857-26-7150 FAX：0857-26-7863 Email： kosodate@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
4-12 学校休業中等における家庭学習	<p>休業等により、学習に遅れが生じることがないように、eラーニング教材等のICTを活用した学習支援や学習プリントによる支援などにより対応します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>	<p>在籍の各学校へお問い合わせください。</p>


企業・事業者向けの支援

5. 経営に関すること


(1) 資金繰り




項 目	事 業 内 容	連 絡 先
<p>5-1</p> <p>新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金（令和元年度国際経済変動）</p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>新型コロナウイルスによる影響を受けられた県内中小事業者に事業資金（運転資金、設備資金、借換資金※）をお貸しします。</p> <p>※借換資金は運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。</p> <p><貸付限度額>2.8 億円</p> <p><償還期間>10 年（うち据置5年）以内</p> <p><利率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高等が 15%（個人事業主又は中部地震被災企業向け資金の借入残高のある事業者の場合は5%）以上減少している事業者 当初5年間 0%（固定金利） 6年目以降 1.43%（変動金利） ・上記以外の事業者 当初5年間 0.7%（固定金利） 6年目以降 1.43%（変動金利） <p><信用保証率>0%</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
<p>5-2</p> <p>中部地震被災企業向けの災害等緊急対策資金</p>	<p>中部地震により被災した中小企業等の資金繰り負担を軽減するため、「中部地震被災企業向けの災害等緊急対策資金」の融資期間及び据置期間を延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置期間の延長（3年以内→5年以内）、 融資期間の延長（10年以内→12年以内） 	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

(2)給付金


項目	事業内容	連絡先
5-3 持続化給付金	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。(上限：法人 200 万円、個人事業者等 100 万円)</p> 	<p>○【経済産業省】持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570 [IP 電話専用回線] 03-6831-0613 受付：8:30～19:00 ※5月・6月(毎日)、7月～12月(土曜日を除く日から金曜日)</p> <p>○【鳥取県】経済対策予算ワンストップ相談窓口：詳細な連絡先は、別添チラシを御覧ください。</p>




(3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか




項目	事業内容	連絡先
5-4 雇用調整助成金(特例措置)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。(助成率：中小企業 4/5 (解雇を行わない場合 9/10)、大企業 2/3 (解雇を行わない場合 3/4)、上限額：8,330 円/日・人(教育訓練する場合の加算：中小企業 2,400 円/日・人、大企業 1,800 円/日・人)</p> 	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)</p> <p>○【鳥取県】経済対策予算ワンストップ相談窓口：詳細な連絡先は、別添チラシを御覧ください。</p>

項目	事業内容	連絡先	
5-5	<p>小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)</p>	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業 (R2.2.27~R2.6.30の間) のため、保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成します。(補助率 10/10、上限 8,330円/日・人)</p>	<p>【厚生労働省】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00~21:00 (土日祝を含む)</p> 
5-6	<p>小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)</p>	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業 (R2.2.27~R2.6.30の間) のため、委託を受けて個人で仕事をする保護者等が、契約した仕事ができなくなった場合、就業できなかった日について支援します。(4,100円/日・人 (定額))</p>	<p>【厚生労働省】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00~21:00 (土日祝を含む)</p> 
5-7	<p>鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの世話をするため、仕事を休まざるを得なかった個人事業主で、国の支援に対象にならない方を支援します。(R2.2.27~R2.6.30の間に個人事業を休んだ日数×日額 4,100円)</p>	<p>とっとり働き方改革支援センター (県商工労働部内) 電話：0120-833-877 (フリーダイヤル) FAX：0857-26-8169 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> 

(4) 事業継続、感染拡大防止、販路開拓


項目	事業内容	連絡先	
5-8	<p>新型コロナウイルス克服再スタート応援金 ※チラシを添付しています。</p>	<p>※申請の受付は6月8日(月)から開始いたします。 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経営上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、今後の事業継続の支援を目的に、家賃等固定費など事業全般に広く使える「新型コロナウイルス克服再スタート応援金」を支給します。 【応援金】10万円/事業者(複数店舗経営者は20万円) 【対象要件】事業収入(売上)が前年同月比で30%以上減少/雇用維持や事業継続を目指す意思があること等</p>	<p>新型コロナウイルス克服再スタート応援金コールセンター (県商工労働部内) 電話：0857-26-7211 受付：8:30~17:15 (土日祝も対応) ※電話番号は6/3から開始</p> 



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
<p>5-9</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業</p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援します。</p> <p>【対象者】 飲食店、宿泊施設、観光関係（旅行業、運輸業、お土産製造・販売など）、緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗</p> <p>【補助対象】 感染予防対策に必要な経費（衛生用品の購入、仕切りのアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計の購入、キャッシュレス決済導入費用、換気設備の設置・点検等）</p> <p>【補助額】 上限 20 万円（補助率 9/10） ※複数店舗を有する事業者の場合 店舗数にかかわらず 40 万円まで</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口（くらしの安心推進課内）</p> <p>電話：0857-26-7989</p> <p>Email： kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8：30～17：15（土日祝も開設）</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>5-10</p> <p>企業内感染症防止対策補助金</p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>県内中小企業等が取り組む感染予防、感染拡大防止等の取組みを支援します。</p> <p>【緊急対応型】オフィス内等での簡易的かつ緊急的な感染防止策（仕切り板・マスク・消毒等）にかかる経費の一部を支援（補助率 3/4、上限 20 万円）</p> <p>【体制整備型】感染防止対策（衛生環境改善・ネット通販・宅配システム）機器導入にかかる経費の一部を支援（補助率 3/4、上限 200 万円）</p> <p>※体制整備型については、1 次募集を終了し、6 月 8 日から 2 次募集を開始予定です。詳しくはホームページをご確認ください。</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口（商工政策課内）</p> <p>電話：0857-26-7987</p> <p>FAX：0857-26-8078</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝も開設）</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>5-11</p> <p>頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業</p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けながらも頑張る県内の飲食、宿泊、観光事業者等のみなさまを応援します。</p> <p>【対象者】 県内の飲食、宿泊、観光事業者等、及びこれらに関わる事業者 ※原則として県内に本社を置く事業者（個人事業者含む）等に限る。</p> <p>【内容】 （対象事業）事業や雇用の継続への取組や県産農林水産物を活用した取組等 （対象経費）パッケージ作成費、PR 資材作成費、広告費、従業員研修経費等、上記取組に要する経費</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口（食のみやこ推進課内）</p> <p>電話： 0857-26-7985, 7986</p> <p>FAX：0857-26-8077</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を含む）</p> <div style="text-align: right;">  </div>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
	<p>【支援額】 上限 10 万円(補助率 10/10) ※県内に複数店舗を経営する事業者は、ご相談ください。</p>	
5-12	<p>地域で頑張るお店応援事業補助金 ※チラシを添付しています。</p> <p>※申請の受付は6月8日(月)から開始いたします。 地域の企業や個人事業者等で構成される団体・グループ等、複数の事業者が連携して行う地域の盛り上げや需要喚起に繋がる取組みを応援します。</p> <p>【補助額】20 万円×参加事業者数(1 事業あたり 200 万円を上限)、補助率 3/4 【対象者】県内中小企業者等により構成されるグループ(2 社以上での連携) ※1 社 1 回限り</p>	<p>新型コロナウイルス克服再スタート応援金コールセンター(商工労働部内) 電話: 0857-26-7211 受付: 8:30~17:15(土日祝も対応) ※電話番号は6/3から開始</p> 
5-13	<p>危機突破企業緊急応援事業(経営危機克服型) ※チラシを添付しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による本業の落ち込みに対して、新商品開発や新たなサービスの提供、新分野進出など企業の新たな取組を支援します。(補助率 3/4、上限 50 万円)</p> 	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口(企業支援課内) 電話: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8078 受付: 8:30~17:15(土日祝も開設)</p>
5-14	<p>非対面型販売促進事業</p> <p>県産農林水産物を取り扱う食品加工業者の対面によらない販売促進の取組みを支援します。</p> <p>【対象者】県産農林水産物の食品加工事業者(6次産業化に取り組む農林漁業者及び法人を含む) ※県内に事業所を有する事業者(個人事業者含む)等に限る。</p> <p>【内容】 (対象事業)インターネット商談及び販売、商談先に提供する試供品や商品サンプルの製造等、非対面型の商談や販売促進の取組 (対象経費)通信環境整備費、HP等での販売サイト作成費、商品チラシ作成費等 (補助率 2/3、上限 50 万円/事業者)</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口(食のみやこ推進課内) 電話: 0857-26-7807 FAX: 0857-21-0609 受付: 8:30~17:15(土日祝を除く)</p> 

項目	事業内容	連絡先
5-15	産業成長 応援補助 金（大型 投資） 鳥取県産業成長応援補助金（大型投資）の認定について、雇用増要件・付加価値増要件を緩和し、雇用維持のみで認定可能とすることで、県内企業の投資を支援します。（投資内容により補助率5%加算あり）	立地課 電話：0857-26-7220 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
5-16	国際的な サプライ チェーン の再構築 のための 補助制度 新型コロナウイルスの影響により、国際的なサプライチェーンが影響を受け、その再構築に取り組む事業者を支援します。 〈補助率：2/3 補助上限額：200万円 期間：12か月〉 〈対象経費〉調査費、コンサルティング費、調達先の変更に伴う検査・各種認証取得費及びそれらに付随する経費（専門家謝金、旅費・交通費（国内出張費除く）、雑費等）	通商物流課 電話：0857-26-7850 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） 
5-17	越境EC を活用し た海外販 路開拓補 助金 越境EC（電子商取引）を利用して海外販路開拓を行う県内中小企業等を支援します。 （対象者）県内に本社を有する中小企業者及び事業組合 （対象経費）越境EC利用に必要な経費（ECモール利用に必要な費用、輸送に必要な経費） （補助率：補助上限額） 2/3：20万円	通商物流課 電話：0857-26-7850 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） 
5-18	産業技術 センター の利用料 等の減免 （地独）鳥取県産業技術センターの開放機器利用料等の減免制度を拡充し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内企業等の負担軽減を図ります。 （減免：小規模事業者2/3、その他：1/2、令和3年3月末まで） 	（地独）鳥取県産業技術センター 電話：0857-38-6205 FAX：0857-38-6210 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）

(5)働き方改革、人材育成・採用

項目	事業内容	連絡先
5-19	働き方改革推 進支援助成金 （新型コロナウ イルス感染症 対策のための テレワークコ ース） 新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。（補助率1/2、上限額100万円） 	【厚生労働省委託事業】 テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479 受付：9:00～17:00（土日祝を除く）

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-20	<p>鳥取県テレワーク導入促進補助金</p> <p>厚生労働省所管の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース（5-19））に県が上乗せ補助します。（補助率 1/6、上限 30 万円）</p> <p>※国助成（補助率 1/2、上限 100 万円）への上乗せ補助のため、事業者負担は実質 1/3 になります。</p> 	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7242</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>Email：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-21	<p>社会保険労務士等の専門家派遣制度</p> <p>テレワーク、在宅勤務、時差出勤に関する就業規則等の改正相談等が可能です。</p> <p>企業の皆様からお寄せいただいた相談内容により、対応する専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を選定・派遣し、働き方改革の実践を支援します。</p> 	<p>とっとり働き方改革支援センター（県商工労働部内）</p> <p>電話：0857-26-7662</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-22	<p>雇用維持教育訓練経費補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者が、雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援します。</p> <p>（補助率 2/3、上限 100 万円/社）</p>	<p>産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-23	<p>WEB 面接システム導入促進支援事業補助金</p> <p>Web 面接システム（非接触型の採用手法）を導入する県内中小企業に対して、その経費の一部を支援します。（補助率 1/2、上限 10 万円）</p> 	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7647</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-24	<p>新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金</p> <p>2021 年春新卒学生を対象とした合同企業説明会に参加予定だった中小企業に対し、広報強化活動を支援する補助金を交付します。</p> <p>（補助率 1/2、上限 40 万円）</p> 	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7647</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

(6) 専門分野の相談ほか





項目	事業内容	連絡先
5-25	生活衛生 宿泊業、理美容、クリーニング、公衆浴場等にかかる衛生面の相談を受け付けます。 	くらしの安心推進課 電話：0857-26-7185 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-26	食品衛生 飲食店、食品製造業等にかかる衛生面の相談を受け付けます。 	くらしの安心推進課 電話：0857-26-7247 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-27	動物 動物取扱業者やペット飼養者からの相談を受け付けます。 	〇くらしの安心推進課 電話：0857-26-7877 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く) 〇(公社)鳥取県獣医師会 電話：0857-53-4300 FAX：0857-30-1170 Email tori-kenju@proof.ocn.ne.jp
5-28	建設業者の事業実施 建設業者の事業実施に係る相談全般を受け付けています。 〇建設工事の下請契約における、元請業者からのしわ寄せ行為等に関する相談。 〇県の工事発注等に係る各種制度の取扱いに関する相談。 〇事業継続の資金繰りにお困りの建設業者の方に対して、国や商工団体等が実施する雇用の維持や事業継続等に係る助成金、貸付制度等を紹介等	県土総務課建設業・入札制度室 電話：0857-26-7454 FAX：0857-26-8190 Email:kendosoumu@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-29	こども食堂の運営 こども食堂の運営にあたり、コロナウイルス感染症への対応によりお困りごとがある場合は、右欄の連絡先までお問い合わせください。 また、こども食堂などの子どもの居場所確保に資する事業に対し、県及び市町村で運営費の補助を行っています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。	福祉保健課くらし応援対策室 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 Email:fukushihoken@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く) 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-30	NPO 等の組織運営 NPO 等の事業（活動）や組織運営に関する相談を受け付けています。	<p>【東部地区】</p> <p>○東部地域振興事務所 東部振興課 電話：0857-20-3659</p> <p>【中部地区】</p> <p>○中部総合事務所 中部振興課 電話：0858-23-3177</p> <p>【西部地区】</p> <p>○西部総合事務所 西部振興課 電話：0859-31-9694</p> <p>○公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 Email：info@tottori-katsu.net</p>
5-31	工業用水 水道料金 工業用水道の利用者の事業活動への影響など、お困りのことがありましたらご相談ください。 【1】料金の支払いについて 【2】給水量の制御について	<p>◆【1】料金の支払いについて</p> <p>○企業局経営企画課 電話：0857-26-7445 FAX：0857-26-8193</p> <p>◆【2】給水量の制御について</p> <p>○（鳥取地区工業用水）企業局東部事務所 電話：0857-21-4788 FAX：0857-21-4824</p> <p>○（日野川工業用水）企業局西部事務所 電話：0859-26-0017 FAX：0859-26-0437</p>



6. 農林水産業に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-1	<p>「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品集ごもり応援事業</p> <p>県民の方が新型コロナウイルス感染防止対策のため、外出や帰郷を控えられている県外の親族や友人の方に県産農林水産物等を配送することを支援します。</p> <p>【事業実施主体】県産農林水産物及びその加工品の販売と消費者への発送を取り扱う、県内に主たる事業所を有する事業者</p> <p>【内容】 （対象経費）県内店舗で購入したふるさと産品の送料、・発送に必要な資材費、ふるさと産品に係る PR 資材の作成費 等 （補助率 1/2、上限 100 万円/事業者）</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口（食のみやこ推進課内） 電話：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-2	<p>畜産農家支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による和牛肉の価格下落等について、粗収益と生産コストの差額のうち国の牛マルキン制度に上乘せして助成します。 また、出荷制限により嵩んだ飼育費を助成します。</p>	<p>畜産課 電話：0857-26-7291 FAX：0857-26-7292 Email： chikusan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
6-3	<p>働く場の環境整備 ※チラシを添付しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている、休業中の従業員等に対して、農林水産分野で雇用の受け皿づくりを行い、働く場の環境整備を行います。</p> <p>【申請者】農林水産業者、農協、森林組合、漁協等 【支援内容】 （対象経費）臨時的に雇用した方の人件費、交通費 （補助率）1/2（補助金の上限あり） （対象者数）600名程度 （雇用期間）1人あたり最大1ヶ月まで</p> 	<p>とっとり農業戦略課 電話：0857-26-7256 FAX：0857-26-8497 Email： nougyouzenryaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
6-4	<p>貸付事業（農業）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者に向けた低利融資の取扱いを開始。JA各支所で相談を受け付けています。</p>  	<p>最寄りのJA各支所にお問い合わせください。</p>
6-5	<p>貸付事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。</p> <p>【農林漁業セーフティネット資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等 ●資金使途 運転資金 ●貸付期間 10年以内（うち据置3年以内） ●融資限度額 一般：1,200万円 特認：年間経費等の12/12 簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合 	<p>日本政策金融公庫鳥取支店 電話：0857-20-2151 受付：9:00～17:00 （土日、祝日を除く）</p> 

企業・事業者向け

項目		事業内容	連絡先
		<ul style="list-style-type: none"> ●金利 0.16%（5年の場合。令和2年4月20日現在） ●担保等 実質的に無担保化等 ●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間（林業者は10年間）の利子を助成 	
6-6	貸付事業 (水産業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の経営安定化等に向けた融資について、県信用漁業協同組合連合会各代理店で相談を受け付けています。	鳥取県信用漁業組合連合会本店 及び各代理店（田後、網代、賀露、赤碓、境港）にお問い合わせください。
6-7	経営相談 (農業・畜産業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の経営の相談について、各農業改良普及所、JA各支所・支店等で相談を受け付けています。	<ul style="list-style-type: none"> ○各農業改良普及所 (鳥取、八頭、倉吉、東白、西部、大山、日野) 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○県内JA各支所・支店 ○公益社団法人鳥取県畜産推進機構
6-8	経営相談 (林業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている林業・木材産業関係の相談を受け付けています。	<ul style="list-style-type: none"> 各農林同等 (八頭、中部、西部、日野) 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
6-9	経営相談 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている漁業経営に関する相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚価の低迷による経営相談 ・船員の不足による労働者確保に関する相談 ・新規漁業就業に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課 電話：0857-26-7314 FAX：0857-26-8131 Email： suisan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○県内各漁業協同組合

その他の支援


7. ボランティア活動に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1 ボランティア活動経費補助 ※チラシを添付しています。 	<p>新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛や休校などにより生活に困りごとが生じている方々を支援するため、個人、団体又は企業がボランティア活動を行う場合に助成します。</p> <p>■募集期間：令和2年4月27日（月） ～ 令和3年2月26日（金）</p> <p>■補助内容：補助率：10/10 補助上限額：10万円</p>	<p>県民参画協働課 電話:0857-26-7071 FAX:0857-26-8112 Email： kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>

8. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
8-1 地方税における猶予制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。</p> <p>●猶予期間内における途中での納付や分納など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。</p> <p>●対象税目（主なもの） 【県税】法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割（証紙徴収を除く）など 【市町村税】個人県・市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税など</p> <p>※証紙徴収の方法で納める自動車税・軽自動車税環境性能割、狩猟税を除きます。 </p>	<p>受付 8:30～17:15（土日祝除く）</p> <p>○東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3509 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部県税事務所収税課 電話：0858-23-3106 FAX：0858-23-3118 Email:chubu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○西部県税事務所収税課 電話：0859-31-9616 FAX：0859-31-9613 Email： seibu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
8-2	自動車税・軽自動車税環境性能割の軽減措置 自動車や軽自動車を購入したときなどにかかる自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を、令和3年3月31日まで延長します。 	東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3526 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝除く）
8-3	固定資産税等の軽減措置 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が、以下のとおり軽減されます。 ●令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高を、前年の同期間と比較する。 ・30%以上50%未満減少している場合・・・2分の1 ・50%以上減少している場合・・・ゼロ	お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。 
8-4	その他の税制上の措置 新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。  ・国税について 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置  ・地方税について 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について 	以下へお問い合わせ下さい。 ○国税 最寄りの税務署 ○県税 最寄りの県税事務所 ○市町村税 お住まいの市町村の税担当課
8-5	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。	お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。

項目	事業内容	連絡先
8-6 国民年金保険料	<p>失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。</p> <p>また、令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、国民年金保険料が免除・猶予の申請が可能です。</p> 	<p>○鳥取年金事務所 電話：0857-27-8311 FAX：0857-24-0942</p> <p>○倉吉年金事務所 電話：0858-26-5311 FAX：0858-26-1742</p> <p>○米子年金事務所 電話：0859-34-6111 FAX：0859-22-4842</p>

9. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること

項目	事業内容	連絡先
9-1 電気・ガス・水道・通信料金	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・水道料金・通信料金などの支払いに困難な事情がある方に対して、料金の支払いが猶予される場合などがあります。お困りの方はご相談ください。</p>	<p>ご契約されている各事業者、各市町村にお問い合わせください。</p>

士業の方々による無料相談


●鳥取県行政書士会

項目	相談内容	連絡先
各種申請などに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援に関する助成金・補助金申請の代理や支援、申請に伴う権利義務又は事実証明に関する書類の作成 等 経済産業省が実施している支援内容についての整理と紹介 信用保証（制度融資を含む）を受けるための事業者へのサポート 新型コロナウイルス感染症対策の各種融資申し込みについての書類取りまとめ等のサポート 	電話:0857-24-2744 受付:9:00~17:00 （土日祝を除く）

●鳥取県司法書士会

項目	相談内容	連絡先
相続、不動産などに関する相談	【1】 不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談 【2】 遺言、高齢者の財産管理に関する相談 【3】 少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 【4】 クレジット、サラ金問題、債務整理等に関するご相談 【5】 成年後見制度等に関するご相談 ※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。 県下全域の担当司法書士が相談に応じます。	受付:13:00~16:00 （土日祝を除く） ○【1】【2】について 電話:0857-27-4165 ○【3】について 電話:0857-27-4166 ○【4】について 電話:0857-27-4168 ○【5】について 電話:0857-27-4160

●鳥取県弁護士会

項目	相談内容	連絡先
法的なお悩みについての相談	新型コロナウイルスに関連する法的なお悩みについて弁護士が法律相談に応じます。 ○事業者の方 日弁連「中小企業のためのひまわりほっとダイヤル」 ○一般の方 日弁連「新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル」 ※オンライン申し込みについては24時間受付（HPのオンライン申込みフォームから可能） ※受付期間は令和2年4月20日~6月19日です。 	○事業者の方 電話:0570-001-240 受付:10:00~12:00 13:00~16:00 （土日祝を除く） ○一般の方 電話:0570-073-567 受付:11:00~15:00 （土日祝を除く）